

**津幡町被災事業者
再建支援事業費補助金
申請要領**

申請期限

令和6年 3月 29日まで

令和5年 10月 2日

目 次

I. 本事業の概要・交付対象	1
1. 目 的	1
2. 交付対象者	1
3. 補助金の額	2
II. 申請の手順	3
III. その他	3
申請先・問合せ先	3
IV. 記載例	4～5
1. 津幡町被災事業者再建支援補助金交付申請書 兼実績報告書兼誓約書(様式第1号)	4
2. 津幡町被災事業者再建支援事業費補助金請求書 (様式第4号)	5

I. 本事業の概要・交付対象

1. 目的

令和5年7月の災害豪雨によって被害を受けた町内事業者の再建支援を目的とし、石川県の被災事業者再建支援事業費補助金(県補助金)に津幡町が独自に追加支援をします。

2. 交付対象者

石川県が被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱、実施要領及び公募要領に基づき交付する補助金(県補助金)の交付を受けた、又は交付を受けることが確定している事業者であり、次の項目に該当すること。

- ① 令和5年7月12日以前から町内に事業所を有していること
- ② 津幡町内の事業所が令和5年7月豪雨災害により被害を受け、かつ、事業再建に向けた前向きな取り組み、事業再建に不可欠な施設及び設備の復旧等事業を行っていること
- ③ 補助金申請時において当該事業所での事業を継続する意思があること

○石川県の被災事業者再建支援補助金

令和5年7月12日からの大雨による災害で被災した県内に本社又は、主なる事業所を有し、以下の事業再建に向けた取り組みを行う中小企業者等に対し支援します。

- ① 施設・設備の復旧に関する費用
- ② 生産性向上・販路開拓に関する費用

補助金額 上限200万円

補助率 1/2 (小規模事業者は2/3)

公募期間 10月2日(月)～10月27日(金)

申請受付 商工会・商工会議所



詳しくは石川県のホームページをご覧ください

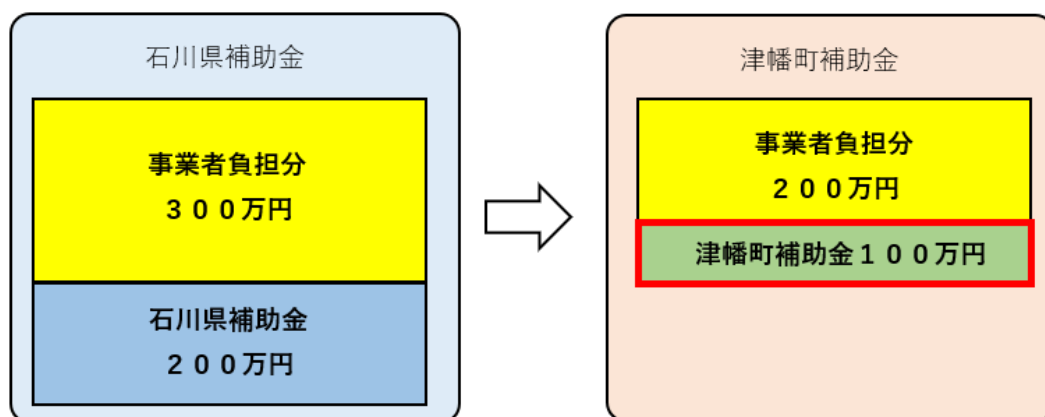
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kinyuu/keieishien/r5hisaihojyokin_oame.html

3. 補助金の額

県補助金の交付を申請し、県の補助対象経費として認められた額から、県補助金額を減じた額を町の補助対象額とします。

- ・ 補助率 町の補助対象額の3分の1(千円未満切捨)
- ・ 上限額 1事業者あたり100万円

例1：県補助金の対象経費が500万円で中小企業者の場合

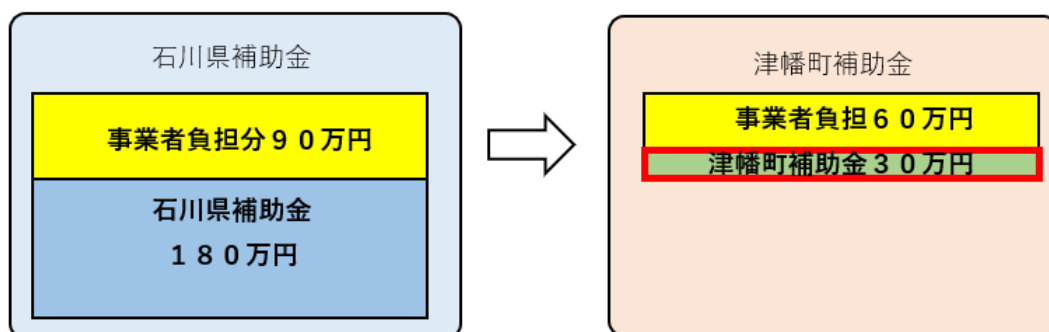


県補助金の対象経費(500万円) × 1/2 (中小企業者) = 県補助金(200万円、上限)

県補助金の対象経費(500万円) - 県補助金(200万円) = 町の補助対象額(300万円)

町の補助対象額(300万円) × 1/3 = 町補助金(100万円、上限)

例2：県補助金の対象経費が270万円で小規模事業者の場合



県補助金の対象経費(270万円) × 2/3 (小規模事業者) = 県補助金(180万円)

県補助金の対象経費(270万円) - 県補助金(180万円) = 町の補助対象額(90万円)

町の補助対象額(90万円) × 1/3 = 町補助金(30万円)

※補助金は1事業者につき1回に限り交付します。

Ⅱ. 申請の手順

- ① 石川県の被災事業者再建支援事業費補助金に申請してください
↓
- ② 県補助金の交付の決定を受けてください
↓
- ③ 復旧等事業を完了させ、県補助金の実績報告をおこなってください
↓
- ④ 県補助金の額の確定通知書を受領してください
↓
- ⑤ 添付書類を添えて、町補助金の申請を津幡町役場産業振興課に提出してください

■津幡町被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書〔様式第1号〕

添付書類・県補助金に係る交付決定通知書、又は変更交付決定通知書の写し

- ・実績報告書の写し
- ・補助金額の確定通知書の写し

- ↓
- ⑥ 津幡町から「津幡町被災事業者再建支援事業費補助金交付決定通知書及び確定通知書」を送付します
↓
 - ⑦ 町補助金の請求書を提出してください

■津幡町被災事業者再建支援事業費補助金請求書〔様式第4号〕

添付書類・振込口座の金融機関名、本・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人が確認できるページの写し

Ⅲ. その他

- ◎補助金の交付を受けた者が下記に該当するときは、交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の返還を求めることがあります。
- ・県補助金の交付決定又は交付確定が取消しとなったとき
 - ・虚偽その他不正な手段により交付決定を受けたことが発覚したとき
 - ・津幡町内の事業所において事業継続の意思がないと判断したとき
- ◎この要綱は、令和6年3月31日までとなります。ただし、交付決定の取消し、補助金の返還については同日以後も継続されます。

【申請先・問い合わせ先】

〒929-0393 石川県河北郡津幡町字加賀爪二3番地

津幡町産業建設部産業振興課商工観光係

TEL:076-288-6704 FAX:076-288-6470 E-mail:sangyou@town.tsubata.lg.jp



IV. 記載例

■津幡町被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書〔様式第1号〕

様式第1号（第6条関係）

※消せるボールペンは使わないでください。

提出日を記入

令和〇年 〇月 〇日

（宛先）津幡町長

（申請者）

所在地	〒 920 - 0393 津幡町字加賀爪二3番地
事業者名	つばた商店
代表者氏名	（役職）代表 （代表者名）津幡 太郎
担当者名	津幡 花子
連絡先	076-288-6704

「担当者」の欄には申請の事務を行っている人の名前を記入してください。代表の方が事務を行っている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。

※「同上」や「〃」など省略して記入することはできません。

津幡町被災事業者再建支援事業費補助金交付申請書兼実績報告書兼誓約書

津幡町被災事業者再建支援事業費補助金について、津幡町被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

1. 申請金額 300,000 円 ※上限1,000,000円
2. 被災事業所所在地 津幡町字加賀爪二3番地
3. 添付書類

2ページの計算例を参照

石川県被災事業者再建支援事業費補助金に係る下記書類の写し

- ①交付決定通知書又は変更交付決定通知書
- ②実績報告書
- ③補助金額の確定通知書

県補助金の書類の写しを
忘れずに添付してください。

誓 約 書

本補助金の申請に際し、記載内容に偽りはありません。記載等に虚偽が判明した場合は、交付決定の取消、補助金の返還等に応じます。

申請者氏名（自署または記名押印）

津幡 太郎

印

申請者(代表者)の自署または記名押印をお願いします。

■津幡町被災事業者再建支援事業費補助金請求書 [様式第4号]

※消せるボールペンは使わないでください。

振込先口座を確認できる通帳の写しを添付してください。

様式第4号(第8条関係)

日付は記入しないでください。

—年—月—日—

(宛先) 津幡町長

所在地	〒 929 - 0393 津幡町字加賀爪二3番地
事業社名、屋号	つばた商店
代表者氏名	(役職) 代表 (代表者氏名) 津幡 太郎
担当者氏名	津幡 花子
連絡先	076-288-6704

津幡町被災事業者再建支援事業費補助金請求書

津幡町被災事業者再建支援事業費補助金として次の金額を津幡町被災事業者再建支援事業費補助金交付要綱第8条の規定により、請求します。

補助金請求額 金 300,000 円

口座情報は正確に記載してください。誤りがあると補助金の支払いができません。

振込先

金融機関名	支店名	預金種別
〇〇銀行	△△支店	普通・当座
口座番号	口座名義(カナ) ※申請者名義の口座に限る	
1234567	ツバタショウテン	

	(事業者名、屋号)	(役職)	(氏名)	連絡先
発行責任者	つばた商店	代表	津幡 太郎	076-288-6704
担当者	つばた商店	事務担当	津幡 花子	090-1234-5678

「発行責任者」の欄には代表者を、「担当者」の欄には申請の事務を行っている人の名前を記入してください。代表の方が事務を行っている場合でも、必ず両方の欄を記入してください。

※「同上」や「〃」など省略して記入することはできません。